

夕張市財政再生計画の変更 (平成26年9月)の概要

- 本年6月17日に夕張市の財政再生計画の変更に同意したが、その後に発生した新たな事情に早急に対応するため、財政再生計画に計上した平成26年度分の歳入・歳出額を変更するもの。
- 変更に伴い必要となる財源については、新たな歳入の確保及び歳出の抑制により対応することとしており、財政再生計画の主要部分である計画期間、財政再生の基本方針並びに財政の再生に必要な計画及び歳入又は歳出の増減額については変更はない。

I 経過

- H26.9.9 夕張市議会が財政再生計画の変更を議決
- H26.9.9 夕張市長が総務大臣宛の財政再生計画変更報告書及び財政再生計画変更協議書を北海道知事に提出
 - 〃 北海道知事が意見を付して財政再生計画変更報告書及び財政再生計画変更協議書を総務大臣に提出

II 歳入・歳出額の変更における主な内容

1 主な変更事項

(1) 旧学校施設活用事業 (+32百万円)

高齢者就労促進及び障がい児等のレクリエーション支援等による新たな交流人口の創出を目的として、施設の活用事業者が旧若菜中央小学校の校舎内に宿泊及び研修機能を整備することに伴い補助金を交付するもの。

(財源) 国支出金32百万円

(2) ふるさと納税啓発業務 (+7百万円)

寄附金の増収と特産品のPRのため、一定の条件を満たした寄付者に「夕張メロン」を送付する事業を今年度から実施しており、当初見込みを大幅に超える寄附件数となったことから、特産品送付等に係る経費を追加計上するもの。

(財源) 幸福の黄色いハンカチ基金繰入金7百万円

(3) 旧富野じん芥焼却場除却に係る事前調査・計画経費（＋5百万円）

ダイオキシン類の規制強化により廃止した旧富野じん芥焼却場は、老朽化が著しく危険なため施設の解体を検討しており、解体にあたって、ダイオキシン類の汚染レベルの事前調査及び実施計画の策定を行うもの。

（財源）過疎対策事業債（ソフト分）1百万円、一般財源4百万円

※ 変更に必要なとなる一般財源については、財政調整基金繰入金により対応するため、財政再生計画の主要部分である計画期間等への影響はない。

2 性質別歳入・歳出の増減

【一般会計】

(1) 歳入

国・道支出金の増（＋32百万円）、繰入金の増（＋24百万円）、地方債の増（＋3百万円）、その他の増（＋1百万円）により60百万円の増

(2) 歳出

物件費の増（＋11百万円）、維持補修費の増（＋2百万円）、扶助費の増（＋1百万円）、建設事業費の増（＋3百万円）、その他の増（＋42百万円）により60百万円の増

(参考) 歳入・歳出の全体像

【一般会計】

(26年度予算)

(単位：百万円)

区 分		変更前	変更後	増減額	主な内容
歳 入	地 方 税	830	830	—	
	地方譲与税	62	62	—	
	地方交付税	4,743	4,743	—	
	国・道支出金	1,897	1,929	32	地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金+30 地域介護・福祉空間整備促進交付金+2
	繰 入 金	1,627	1,651	24	幸福の黄色いハンカチ基金繰入金+9 財政調整基金繰入金+15
	地 方 債	1,569	1,573	3	臨時財政対策債+2 過疎対策事業債(ソフト)+1
	そ の 他	968	969	1	夕張まちづくり寄附金+1
	合 計	11,696	11,756	60	
歳 出	人 件 費	916	916	0	
	物 件 費	673	684	11	ふるさと納税啓発業務(通信運搬費)+1 ふるさと納税啓発業務(手数料)+1 ふるさと納税啓発業務(特産品送付)+5 旧富野じん芥焼却場除却事前調査・実施計画作成+5
	維持補修費	419	422	2	共同浴場管理+1 空き缶プレス機補修+1
	扶 助 費	1,469	1,470	1	中学校就学援助・中学校給食援助+1
	建設事業費	1,929	1,932	3	児童遊園遊具等除却+1 公営住宅車庫基礎改修+2
	公 債 費	3,873	3,873	—	
	うち再生振替特例債	2,558	2,558	—	
	繰 出 金	996	996	0	
	そ の 他	1,423	1,465	42	幸福の黄色いハンカチ基金助成+1 過年度過誤納還付金(障害者医療費国庫負担金)+2 過年度過誤納還付金(障害者医療費道負担金)+1 過年度過誤納還付金(市税)+6 幸福の黄色いハンカチ基金積立+1 旧学校施設活用事業+32
	合 計	11,696	11,756	60	

地方公共団体の財政の健全化に関する法律について

健全段階

- 指標の整備と情報開示の徹底
- ・フロー指標：実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率
- ・ストック指標：将来負担比率＝公社・三セク等を含めた実質的負債による指標
- 監査委員の審査に付し議会に報告し公表

財政の早期健全化

- 自主的な改善努力による財政健全化
- ・財政健全化計画の策定（議会の議決）、外部監査の要求の義務付け
- ・実施状況を毎年度議会に報告し公表
- ・早期健全化が著しく困難と認められるときは、総務大臣又は知事が必要な勧告

財政の再生

- 国等の関与による確実な再生
- ・財政再生計画の策定（議会の議決）、外部監査の要求の義務付け
- ・財政再生計画は、総務大臣に協議し、同意を求めることができる
- 【同意無】
- ・災害復旧事業等を除き、地方債の起債を制限
- 【同意有】
- ・収支不足額を振り替えるため、償還年限が計画期間内である地方債（再生振替特例債）の起債可
- ・財政運営が計画に適合しないと認められる場合等においては、予算の変更等を勧告

公営企業の経営の健全化

早期健全化基準

財政再生基準

※ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、東京都の基準は、別途設定されている。

実質赤字比率	道府県：3.75% 市町村：11.25%～15%	道府県：5% 市町村：20%
連結実質赤字比率	道府県：8.75% 市町村：16.25%～20%	道府県：15% 市町村：30%
実質公債費比率	25%	35%
将来負担比率	都道府県・政令市：400% 市町村：350%	

資金不足比率
(公営企業ごと)

経営健全化基準

20%

3年間(平成21年度から平成23年度)の経過的な基準(都道府県は25%→25%→20%、市区町村は40%→40%→35%)を設けている。東京都の基準についても、経過措置が設けられている。

指標の公表は平成19年度決算から、財政健全化計画の策定の義務付け等は平成20年度決算から適用

(健全財政)

(財政悪化)